

清水町家庭用蓄電池等設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町長は、家庭用蓄電池等の設置に係る町民の取組を推進し、もって地球温暖化対策及び循環型社会の構築に資するため、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、清水町補助金等交付規則（昭和62年規則第1号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において家庭用蓄電池等とは、次に掲げる機器をいう。

(1) 家庭用蓄電池システム 個人の住居専用の住宅に設置される太陽光発電システムのリチウムイオン蓄電池に、蓄電した電力を分電盤を通じて住宅の内部で用いるシステム（電力変換装置を備えたシステムと一体的に構成されたもの）であって、環境省が実施する「最新年度ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）支援事業」の蓄電システム製品に登録されているもので、未使用のものをいう。

(2) 家庭用燃料電池コージェネレーション 燃料電池ユニット及び貯湯ユニットから構成される、電気と熱の供給を主目的としたシステムで次に掲げるアからエのすべてを満たす設備をいう。

ア 定格運転時において0.5から1.5キロワットの発電出力があること。

イ 定格運転時における低位発熱量基準（LHV基準）の総合効率が80パーセント以上（HHV基準で72パーセント相当以上）であること。

ウ 貯湯容量20リットル以上のタンクを有し燃料電池ユニット部の排熱を蓄えられること。

エ 未使用品であること。

(補助の対象者)

第3条 補助の対象者は、自ら居住し、又は居住する予定の町内の個人住宅に補助対象設備を設置する町民（法人を除く。）で、町民税及び固定資産税に滞納がないものとする。

(補助対象設備及び補助金の額)

第4条 補助対象設備及び補助金の額は、次表に掲げるとおりとする。

補助対象設備	補助金の額
家庭用蓄電池システム	50,000円
家庭用燃料電池コージェネレーション	40,000円

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、設備の着工予定日から起算して14日前までに交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる関係書類を添付して町長に提出しなければならない。この場合において、交付の申請は、申請日の属す

る年度の2月末日（末日が土曜日、日曜日又はその他の休日に当たる場合はその前日の平日）を期限とし、補助対象設備は申請日の属する年度内に設置が完了するものでなければならない。

- (1) 補助対象設備の設置に係る契約書又は見積書の写し
- (2) 補助対象設備の形状、規格を説明する資料
- (3) 補助対象設備を設置した住宅に居住することが確認できる書類（申請時において当該住宅に居住していない場合に限る。）
- (4) 家庭用蓄電池システムについては、太陽光発電システムの確認できる写真又は太陽光発電システムの設置に係る契約書等の写し
- (5) その他町長が必要と認める書類
（申請の変更）

第6条 申請者は、第5条の規定による交付申請書の記載事項及び添付書類に変更があったときは、変更承認申請書（様式第2号）に関係書類を添付して町長に提出しなければならない。

（完了報告）

第7条 補助金の交付決定を受けた者は、補助対象設備の設置が完了した日（太陽光発電システムについては、電力受給の開始日）又は設置代金等を支払った日のいずれか遅い日から起算して30日を経過する日又は設置工事完了日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに、事業完了報告書（様式第3号）に、次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象設備の設置に係る領収書及び請求内訳書の写し
- (2) 補助対象設備の設置完了前及び設置完了後の写真
- (3) その他町長が必要と認める書類

（補助金の請求）

第8条 補助金の交付確定を受けた者は、補助金の請求をしようとするときは、補助金交付確定通知書を受領した日から起算して10日以内に請求書（様式第4号）を町長に提出し、町長は、この請求に基づき補助金を交付するものとする。

（協力の要請）

第9条 町長は、本要綱により補助金の交付を受けた者に対し、必要に応じて電気及びガスの使用量に関するデータの提供その他の協力を求めることができる。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行し、平成21年4月1日以後に設置が完了したものについて適用する。

(清水町地球温暖化対策奨励事業費補助金交付要綱の廃止)

2 清水町地球温暖化対策奨励事業費補助金交付要綱（平成18年告示第23号）は、廃止する。

附 則(平成 23 年 4 月 1 日告示第 29 号)

この告示は、公示の日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日以後に設置が完了したものについて適用する。

附 則(平成 23 年 7 月 1 日告示第 61 号)

1 この告示は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。

2 この告示の施行の日から平成23年 9 月20日までの間に設備の設置が完了するものについては、なお従前の例による。

附 則(平成 24 年 4 月 2 日告示第 42 号)

この告示は、公示の日から施行し、平成 24 年度分の補助金から適用する。

附 則(平成 25 年 5 月 31 日告示第 61 号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成 26 年 4 月 1 日告示第 53 号)

この告示は、公示の日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日以後に設置が完了したものについて適用する。

附 則(平成 29 年 6 月 12 日告示第 93 号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成 29 年 12 月 19 日告示第 144 号)

この告示は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 31 日告示第 45 号)

この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 年 月 日告示第 号)

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。